

# お知らせ

平素は自動車検査業務にご理解・ご協力いただき有難うございます。

前照灯審査について本年1月から情報提供させていただきましたが、平成27年7月30日付けで審査事務規程の改正があり、これまでお知らせしていましたが前照灯審査の拡大した運用（走行用で調整したとの申告があれば走行用で測定する。）はできなくなりました。

平成27年9月1日から、平成10年9月以降に製作された車両の前照灯審査は、すれ違い用前照灯での測定となります。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

平成27年8月6日

自動車検査独立行政法人  
和歌山事務所長